

第 2 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和6年 1 月 25 日

定 例 会

## 令和6年第2回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和6年1月25日  
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室  
 開閉会日時 開会1月25日 午前10時00分  
 閉会1月25日 午後12時05分

### 出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職 務 代 理 者	野 口 久 男
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	東 宏 行	委 員	足 立 夢 実

欠席委員 な し

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副 参 事 兼 教育総務課長	會 田 修	学 校 教 育 部 副 部 長 兼 学 校 管 理 課 長	五 十 嵐 治
生涯学習課長	木 村 和 明	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	磯 山 貴 則
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	指 導 課 長	佐 藤 泰 弘
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	中 野 聡
生涯学習課 調 整 幹 兼 科 学 技 術 体 験 セ ン タ ー 所 長	小 抜 麻 衣 子	教 育 セ ン タ ー 所 長	菊 池 邦 隆
スポーツ振興課 調 整 幹	小 野 田 昌 功	学 校 管 理 課 調 整 幹 給 食 課 調 整 幹 兼	杉 田 直 也
新方公民館長	中 村 則 行	第 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 教 育 セ ン タ ー 調 整 幹	益 本 雅 行  秋 元 伸 也

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課  
調 整 幹 鈴木 理 香

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第36号について	(秘密会)
	議 案	
	・第1号議案 令和6年度教育行政方針の決定について	原案可決
	・第2号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第3号議案 越谷市立屋外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第4号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程の一部を改正する告示について	原案可決
	・第5号議案 令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について	原案可決
	・第6号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第7号議案 越谷市教育委員会事務局職員の越谷市への出向について	原案可決 (秘密会)
	・第8号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・(仮称)第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)について	
	・令和5年度越谷市教育費補正予算について	
	・令和5年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について	
	その他	
	・令和5年度越谷市二十歳のつどいについて	
・越谷市立小中一貫校整備PFI事業の進捗状況について		
・いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査の実施について	(秘密会)	

---

◎開会の宣告

**吉田教育長** それでは、これより1月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第36号及び第6号議案から第8号議案まで並びにその他報告3については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**吉田教育長** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

---

◎第1号議案 「令和6年度教育行政方針の決定について」

**吉田教育長** それでは、第1号議案「令和6年度教育行政方針の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

**小泉教育総務部長** それでは、第1号議案 令和6年度教育行政方針の決定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをお開きください。

第1号議案 令和6年度教育行政方針の決定について。

令和6年度教育行政方針を別冊のとおり決定するものとする。

令和6年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第3期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度の教育行政方針を定めるため、提案するものでございます。

それでは、令和6年度教育行政方針についてご説明いたします。お手元の別冊1 令和6年度教育行政方針をご覧ください。こちらが1月臨時教育委員会会議において委員の皆様からいただいたご意見や令和6年度当初予算の調整結果等を踏まえ、再度調整を行いました「令和6年度教育行政方針」の全文でございます。

続きまして、お手元の資料1 令和6年度教育行政方針(変更履歴)をご覧ください。こちらは、1月臨時会においてご協議いただきました教育行政方針(案)からの変更点を整理したものでございます。取消線が削除した部分、網かけが追加した部分となっております。

それでは、こちらの資料1に基づき、主な変更点についてご説明いたします。

はじめに、1ページの1行目をご覧ください。こちらは前文でございますが、前回のご意見を

踏まえ、5類感染症への移行に係る記述を整理いたしました。

次に、4ページの中段、9行目をご覧ください。こちらは個を生かし伸ばす指導の充実に関する内容でございますが、協働的な学びに係る記述を追記いたしました。

次に、5ページの下から1行目をご覧ください。こちらは教育相談体制の充実に関する内容でございますが、就学に係る説明を追記いたしました。

次に、7ページの1行目をご覧ください。こちらは学校保健の充実に関する内容でございますが、文言を整理するとともに、「生命の安全教育」に係る説明を追記いたしました。

次に、13ページの中段、下から9行目をご覧ください。こちらは文化財の保存と活用の推進に関する内容でございますが、デジタルアーカイブに係る記述を整理いたしました。

次に、令和6年度当初予算の調整結果を踏まえ、記述を整理した主な箇所でございます。

戻りまして、7ページの中段、10行目、学校給食センターの建替えに向けた基本構想の策定、それから11ページの下から2行目、科学技術体験センターのLED化工事、12ページ中段、8行目、図書館のLED化工事及び10行目の小中学校と連携した電子図書館の利用促進に係る記述につきましては、予算調整の結果、削除いたしました。

以上が主な変更点でございます。その他にも、文言整理など若干の修正を行った箇所がございますが、詳細につきましては資料をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

なお、令和6年度教育行政方針については、本日の議決をいただいた後、事務局にて細かな字句などの最終確認をさせていただき、令和6年3月定例市議会の開会日に市長の施政方針とあわせて教育長から表明していただくこととなります。

令和6年度教育行政方針についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**吉田教育長** これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。既にご協議いただいたところですが、抜けている箇所等がございましたらお願いいたします。

野口委員。

**野口教育長職務代理者** 前回の話し合いを基に適切に対応していただいております。ありがとうございます。

私もお話しさせていただいたところも適切に直っていました。また、予算調整で削除された部分もありますけれども、来年度の目玉にもなるかと思っております、スクールロイヤーの配置などはまだ含まれておりますので、ご努力に感謝申し上げたいと思っております。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

**吉田教育長** これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第2号議案 「越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

吉田教育長 続きまして、第2号議案「越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、第2号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。

第2号議案 越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立体育館条例の一部を改正すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、資料2新旧対照表の1ページから4ページをご覧ください。改正の内容でございますが、本年4月から供用開始予定の越谷市立地域スポーツセンターの施設内に備える卓球場やランニングマシン、同施設の照明や空調機器の使用料金について定めるとともに、これまで使用日の5日前までとしていた地域体育館の申請期限を使用日の前日までに改め、利便性の向上を図るものでございます。

また、これらに伴う所要の改正を行います他、5ページから13ページになりますが、各種様式の追加、改正を行います。

なお、この規則は令和6年2月1日から施行し、体育館の利用申請等の手続きにつきましては、本年4月1日以降の利用に係る手続きについて適用する経過措置を設けてまいります。

第2号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 新旧対照表の3ページ、持込器具電源料1キロワット当たりとはどういうものなのかと、この算定の仕方があれば教えてください。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 持込器具電源料につきましては、主に総合体育館なのですが、アルファ

ズの試合で大型モニターを使用するなどの際に100ボルト電源では足りないということで、別で電源を引いておまして、その使用料ということになります。1キロワット100円につきましては、他の文化施設、中央市民会館等と同額ということで算定をしております。

吉田教育長 よろしいですか。

山口委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

足立委員。

足立委員 3ページの旧からですが、アマチュアスポーツ及びレクリエーションに使用する場合、全面使用については500円、2分の1使用については300円と、半額にはなっていないのには何か理由があるのですか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 地域体育館、北、南、西の体育館につきましては、電灯が7列ございまして、半面使いますと4列、全面ですと7列で半分にはならないということで、倍になっていません。地域スポーツセンターにつきましては、電灯が12列ございまして、半分の300円の倍で算定をしております。

吉田教育長 よろしいですか。

足立委員。

足立委員 それでは2分の1使用とは書いてあるけれども、実際は半分にはなっていないのですか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 実際使用する全面あるいは2分の1面に対する電灯ということで、地域体育館では、使用する2分の1面に対する照明は全灯7列のうちの4列が必要なことから、照明料金が半分以上を上回っているものです。委員さんのおっしゃるとおり、冷暖房と同じく「全面」と「2分の1面」にして、分かりやすい表記にしたいと思います。

吉田教育長 分かりやすい方向でお願いします。教育委員会内だけで調整できるのですか。

坂巻スポーツ振興課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 それでは、表記の仕方を一部変更するということでよろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにしてください。

その他については、本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案（一部変更）どおり可決いたしました。

---

◎第3号議案 「越谷市立屋外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

**吉田教育長** 続きまして、第3号議案「越谷市立屋外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

**坂巻スポーツ振興課長** それでは、第3号議案 越谷市立屋外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。

第3号議案 越谷市立屋外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立屋外体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、屋外体育施設使用料減免申請書の様式の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、資料2、新旧対照表の14ページをご覧ください。

改正の内容でございますが、屋外体育施設使用料減免申請書の様式について、申請者に記載項目の趣旨を明確に理解いただけるよう項目名の見直しを行うものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行いたしますが、改正前の規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができることとします。

第3号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**吉田教育長** これより本案に対して質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

**渡辺委員** 具体的に減免使用ができる団体というのは、どのような団体になりますでしょうか。

**吉田教育長** スポーツ振興課長。

**坂巻スポーツ振興課長** 減免団体につきましては、社会体育関係団体、社会教育関係団体、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ団体等になります。市と教育委員会については全額減免、社会体育関係団体等につきましては2分の1の減免と定めております。

**吉田教育長** よろしいですか。

**渡辺委員** 分かりました。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

**吉田教育長** ないようですので、これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第4号議案 「越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程の一部を改正する告示  
について」

吉田教育長 続きまして、第4号議案「越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程の一部を  
改正する告示について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、第4号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程  
の一部を改正する告示について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをご覧ください。

第4号議案 越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程の一部を改正する告示について。  
越谷市立屋外体育施設夜間照明利用実費徴収規程の一部を改正する告示を別紙のとおり制定す  
るものとする。

令和6年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、徴収する実費の額の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるた  
め、提案するものでございます。

続きまして、資料2新旧対照表の15ページをご覧ください。

改正の内容でございますが、しらこぼと運動公園第2競技場における夜間照明の料金設定につ  
いて、これまで1時間当たりの記載としていたところ、全面1時間当たりの場合及び2分の1面  
1時間当たりの場合に見直しを行ったものでございます。

なお、この告示は、令和6年4月1日から施行してまいります。

第4号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対して質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第5号議案 「令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について」

吉田教育長 続きまして、第5号議案「令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書につ

いて」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** それでは、第5号議案 令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをお開きください。

第5号議案 令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について。

令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書を別冊のとおり作成するものとする。

令和6年1月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和4年度に実施した教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価の結果について報告書を作成し、当該報告書を議会に提出するとともに公表する必要があるため、提案するものでございます。

令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価につきましては、これまで令和5年6月定例教育委員会会議において、教育外部評価者及び教育外部評価の対象となる施策についてご了承いただいた後、8月31日に教育外部評価者によるヒアリングを実施いたしました。

その後、10月定例教育委員会会議において、教育外部評価を受けた4項目を含め、26の施策に係る評価調書の記載内容などについてご協議をいただいたところでございます。

本日は、その後の校正を踏まえて作成いたしました点検評価報告書の最終案についてご審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、別冊2、令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書、表紙を含めて2枚をめくっていただき、目次をご覧ください。

はじめに、冊子の構成につきましてご説明いたします。令和5年度の報告書につきましては、全部で4章の構成となっております。

第1章は教育委員会の事務に関する点検評価の概要。

第2章は点検評価の方法。

第3章は教育内部評価結果。

第4章は教育外部評価結果、以上についてそれぞれ記載しております。

次に、今年度の点検評価報告書における主な記載内容について、ご説明いたします。2ページをお開きください。「2点検評価の実施について」では、進捗管理のために全ての主な取組に指標を設定した点や施策レベルでの評価を実施するなど、第3期計画期間の点検評価の概要について記載しております。

また、3ページには教育内部評価の概要を、5ページには教育外部評価の概要をそれぞれ記載しております。

続きまして、10ページをお開きください。こちらのページから68ページまでが、26の各施策に係る教育内部評価表でございます。報告書の作成に係る考え方といたしまして、PDCAのマネジメントサイクルの中で点検評価を機能させるため、取組の実績や今後の展開を整理し、その評価結果とした根拠が読み取れるような表現に努めております。

続きまして、69ページをお開きください。こちらのページから86ページまでが、第4章「教育外部評価結果」でございます。ここでは4つの施策の外部評価結果に加え、外部評価者の総合的意見を掲載しております。

なお、この報告書につきましては、令和6年3月定例市議会に提出するとともに、関係機関等への配付、ホームページへの掲載などを行い、広く市民に公表してまいります。

また、今後、記述内容における若干の文言修正等があった場合につきましては、事務局にて対応させていただきたいと存じます。

令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**吉田教育長** これより本案に対して質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

7ページ教育内部評価結果の令和4年度がC評価のものについて、担当課所又は担当部から補足していただけますか。

学校管理課長。

**五十嵐学校管理課長** 14ページになります。小中一貫型小中学校候補を検討が内部評価Cとなっております。令和4年度については、具体的な検討は進んでいなかったということでC評価とさせていただきます。ただ、令和5年度につきましては、部内でプロジェクトチームを立ち上げまして、小中一貫型ということに限らず、小中学校の今後の編成等について検討を始めさせていただいております。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** 36ページになります。多様な就学機会への支援につきましては、入学準備金貸付の件数が進捗管理をしている指標となっており、年間50件が目標件数となっております。ご案内のとおり、この制度は入学金等を準備することが困難な低所得者世帯に対する貸付けとなっております。この目標件数自体が増えるということが一概にいい目標だとは考えられないところがありまして、目標設定自体に無理があったかと思うところがあります。実際の件数としては、令和3年度15件、令和4年度13件と減ってきておりまして、単純に入学準備金を用意できない方が減ったということだけではなくて、国や県の借入れの制度もしくは授業料が無償化になっている高校もございますので、そのような他制度の関係で貸付けを受ける方が減っていると考えているところです。この目標に対して件数が減っているのがC評価となっておりますので、今後、次

期計画策定の際には目標値の設定等も含めて、もう一度再考していきたいと考えております。

**吉田教育長** 周知が不徹底というよりは、そういうような要件で減っているということ、目標設定自体を今後変えていくということですか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** そのような形で次期計画については考えていきたいと思えます。

**吉田教育長** 令和7年度までは続くということですか。

**會田教育総務課長** はい。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。

山口委員。

**山口委員** 36ページのですけれども、申請されて、国も県の制度も断られてしまうということは、実際にはあまりないということなのでしょうか。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** 基本的には申請を受付ける段階で相談等を受けておりますので、この制度や他制度にも該当しないということはないです。中には一部、最後に提出された書類で連帯保証人の所得制限や借りる方の世帯の所得制限等に伴って、あるいは市県民税について完納されているかの要件で、審査会で断ったという方は過去にございますが、近年ではそのようなことはないようにするために、事前に申請の前の段階で丁寧な説明をさせていただいております。

**吉田教育長** 山口委員。

**山口委員** 例えば税金が払えないぐらい困っている方がいらっしゃったとして、その方たちが困っているとなったときには、どんな支援をすることが可能なのでしょうか。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** この入学準備金貸付制度自体は、生活保護を受けていらっしゃる方でも対象としておりますので、先ほどの説明のように所得制限よりも低い方であれば、希望があればお貸しすることがきます。

さらに、そのような場合、高校等であれば授業料等についてはほぼ無償という形に現在はなっておりますので、公立高校に行かれる方であれば、一部PTA会費や父母の会等があればその部分は対象にはなっておりませんが、それ以外のものは対象になっておりますので、お金がかからずに高校へ通えると思いますので、現状の国、県の制度でカバーはできていると考えております。

**吉田教育長** 別の奨学金制度の案内もしているのですか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 窓口相談等の段階で、国、県、さらには公庫等で行っている貸付制度、母子父子の方であれば子ども家庭部の行っている貸付制度等もございます、他制度についても併せて説明をした上で、相談者にとって一番いい制度をそれぞれ選んでいただいて、窓口を案内し、つな

げているという形を取っております。

**吉田教育長** これは返してもらうということ前提にしている制度ですので、そうではない制度についても案内をしているということですか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 奨学金等で貸付けではなくて給付のものもありますが、それは高校ではあまりないですけれども、大学等によってはございます。その審査については大学ごとに違いますので、受験する大学等で給付のものについては確認をしていただくという形で窓口にいらっしゃった方には説明をしております。

**吉田教育長** いずれについてもそのような説明を十分しているということによろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

**渡辺委員** 確認なのですけれども、これは低所得者層に向けての支援であって、生活保護を受けている家庭でもこれを受けられるということですか。生活保護を受けていらっしゃる方というのは、基本的に市税とかは未納とかそういうのは関係なく生活保護というのは受けられるものなのででしょうか。

例えば断られた場合に、中学校ですと制服もそろえなくてはいけなくて、それも大変だったりする方というのは、こういう支援を受けなくても大丈夫なようになっているのでしょうか。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** 中学校であると、こちらの入学準備金貸付制度ではなくて就学援助制度の中で対応して、制服代までが全てカバーできるかどうかは学務課長からお答えさせていただきますが、基本的に入学準備金を使わなかったというのは、生活保護の方でもこれしか、これを使わざるを得ない、使わないとお子さんが進学できないということであれば、これは対象としております。

**吉田教育長** 学務課長。

**磯山学務課長** 中学校入学に向けてということについては、小学校6年生の段階で入学前に支給する形を取っていますので、改めて特に申請はなく、そのまま使える形となっております。

**吉田教育長** よろしいですか。

**渡辺委員** 分かりました。

**吉田教育長** 他に全体を通してですが、ございますでしょうか。

69ページはC評価はございませんでしたので、補足はしてもらえませんでしたけれども、全体を通して何かご質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

野口委員。

**野口教育長職務代理者** 大変まとまりのある評価報告書になっているのではないかと思います。

コロナ禍では、少しC評価が多くなっていることを大丈夫かな思ったのですけれども、コロナ禍

が終わって、2類から5類に移行したということで、活動、取組が非常に活発になった結果かなと思われました。それでよろしいのではないかと思います。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。

東委員。

**東委員** 35ページ「不登校児童生徒の教育機会の確保」、内部評価はBとなっているのですけれども、今やはり不登校発生率よりも、つながり率と書いてありますけれども、どこにもつながっていない子どもの率を減らしていくというのが、最大の課題なのではないかと思うのです。

それで、令和3年と4年はほとんど変わらないと言っていいと思うのですが、つながり率が少し下がって、なかなか70%に近づけていける方策というのを今後も検討して行ってほしいなと思います。あまりこの部分はそんなに悪化はしていないなと思ったので、BよりB+でいいのではないかと思います。それでもいいとの判断ですけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

1点だけ質問してしまうのですが、指導の結果、登校する、またはできるようになったというのを登校するというのと、できるようになったというのは、どういうふうカウントを変えているのでしょうか。

**吉田教育長** 教育センター所長。

**菊池教育センター所長** 昨年度、実はこの分野は内部評価でC評価でございました。今までは不登校児童生徒数を進捗管理していたため、いくら学校あるいは教育委員会で様々な取組をしても不登校児童生徒数が増える、内部評価の基準等によりCになってしまう状況でした。今年度、35ページの中段に掲載の不登校解消率と、委員さんからご指摘があったつながり率について新たに指標を加えて、その結果、B評価となったところでございます。今後につきましても教育センターでは関係機関課所と連携しながら、今年度は新たに発足したオンライン「おあしす」の充実や、来年度、校外の教育支援教室、今は適応指導教室「おあしす」と言っていますが、3つあるところを4つにできないかと模索しているところでございます。

なお、「登校する」、「できるようになった」の言葉でございますけれども、登校を教室に毎日通えるようになったという部分と、曜日や時間は様々ですがたまに行けるようになったということで、文科省と同様に言葉を変えています。また、子どもによっては敷地内に入ることだけでもすぐ成果で、正門のところまで行けた、一度戻った、保健室まで行けた、様々でございますので、このような表現の仕方になっているところでございます。

**吉田教育長** この報告書は言葉を変えることができますか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 取り組みの実績・成果の文言は、必要性があるのであれば表現をまだ変えることはできます。

**吉田教育長** 分かりました。これは誤解のないように、分かりやすいよう適切な言葉へ変えてもらえますか。

教育センター所長。

**菊池教育センター所長** はい。教育総務課の担当の方と考えて、適切な言葉にします。

**吉田教育長** つながり率を加えて、新たな指標を加えてということで話があったのですけれども、先ほどは令和7年度まで指標を持ち越しとあったのだけれども大丈夫ですか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 不登校に関しましては、委員さんのご指摘等もあってこのようなある程度実績を示せるようなものとなっておりますが、先ほどの入学準備金貸付については、貸出し率というものが、例えば相談100件のうち10件貸して10%というのが、それでいいのかどうか、何%にすれば適切なのかと定めるのが難しいところです。かといって進学率というものは、個々の生徒の頑張りによって試験に合格して高校や大学に行くという形になりますので、それ事態をもって指標とするのも少しおかしなところがあります。この制度自体は根本的に修正する必要があると思いますので、即効的に何か新たな指標というものも現状では難しいと考えております。

**吉田教育長** 状況に応じて新たな指標を追加するか等については検討していくということです。

他にございますでしょうか。

[発言する者なし]

**吉田教育長** それでは、第5号議案については、一部文言を修正するということはございましたけれども、その他について本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

**吉田教育長** ご異議ないものと認め、本案は原案（一部修正）どおり可決いたしました。

---

◎協議事項 「(仮称)第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)について」

**吉田教育長** 続きまして、協議事項に入ります。

「(仮称)第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** それでは、協議事項、(仮称)第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の3(仮称)第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)をご覧ください。

この基本方針(案)は、令和8年度から開始予定の第4期となる越谷市教育振興基本計画を策定するにあたり、計画の趣旨や位置づけ、策定にあたる体制等の案をまとめたものでございます。

なお、これまでは単年度で策定しておりますが、第4期計画につきましては、令和6年度、7年度の2か年をかけて作成してまいります。

はじめに、2ページをご覧ください。「計画策定の趣旨」でございます。教育は、教育基本法に「人格の完成」などが規定されており、これらは将来の予測が困難な時代においても変わることのない普遍的な目的となっております。また、少子高齢化や急速な技術革新の進展など、社会が大きく転換する中、これからの時代を生き抜き、社会を担う子どもたちの力を育むために、教育の果たす役割はますます重要となっております。

これまで本市では、越谷市教育振興基本計画を策定し、「生涯学習社会の実現をめざして」という基本理念の下、学校教育、生涯学習及び生涯スポーツの3つの視点に立ち、教育の振興に取り組んでまいりました。

今後につきましても、継続的に教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、国や埼玉県の教育振興基本計画を参酌しながら、今後5年間の目標と取り組むべき施策の体系を明示する第4期計画を策定いたします。

続きまして、3ページをご覧ください。「計画の位置づけ及び期間」でございます。教育振興基本計画は、本市教育分野における総合計画として策定いたします。本市の最上位計画には、第5次越谷市総合振興計画がございますので、内容の整合を図ってまいります。

期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間といたします。第3期計画につきましては、今後の10年を見据えた上で、その前期5年間に取り組む施策について体系化いたしました。今回策定する第4期計画では、第3期計画の成果や課題等を踏まえ、後期5年間に取り組む施策について体系化してまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。「計画策定の基本的な考え方」でございますが、全部で4項目を挙げております。

1つ目は、「国・県の教育振興基本計画を参酌し、総合振興計画と整合が図られた計画とする」でございます。このことを踏まえながら、第3期計画の検証を行い、本市の現状に即した計画を策定してまいります。

2つ目は、「自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民の意見を取り入れた計画とする」でございます。教育委員会の所管する各審議会等から意見聴取を行うとともに、こどもの視点から教育施策に関する意見を聴取するため、市立小中学校に対してアンケート調査等を実施いたします。こどもへの意見聴取につきましては、こども基本法が施行され、今回、新たに実施する取組でございます。また、パブリックコメントも実施し、広く市民の意見を取り入れていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。3つ目は、「実効性のある計画とする」でございます。市民ニーズを的確に捉えた施策を設定するなど、実効性のある計画策定に努めます。

4つ目は、「市長部局や関係機関と連携を図りながら計画策定に取り組む」でございます。近年

の教育行政は、福祉や市民活動等との関連性が深くなっていることから、市長部局や関係機関とも連携し、計画策定に取り組んでまいります。

次に、「計画策定の体制」でございます。5ページ中段には図示したもの、6ページにはその役割等を記述しております。

① の「市長」は、教育委員会で作成した計画最終案について意思決定をいたします。

② の「教育委員会」は、計画素案及び最終案について協議を行い、決定いたします。

③ の「策定委員会」は、教育委員会事務局をはじめ、市長部局の関係各部長で構成し、施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会や教育委員会附属機関等に提示する計画素案及び最終案を作成いたします。

④ の「策定検討部会」は、策定委員会同様に関係各課所長で構成し、計画策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討を行います。

次に、7ページをご覧ください。「計画策定のスケジュール」でございます。冒頭でも申し上げましたとおり、第4期計画は、令和6年度、7年度の2か年で策定してまいります。令和6年度につきましては、国や県の教育振興基本計画の把握・整理や第3期計画の検証、子どもへのアンケート調査など、計画策定に係る基礎的な調査を実施してまいります。その結果を踏まえ、令和7年度は各会議に諮りながら、パブリックコメント等を実施し、策定してまいります。

また、本日もご協議いただく策定基本方針につきましては、2月2日開催予定の総合教育会議でも市長とご協議いただくことを予定しております。その後、本市の政策会議へ付議し、市長決裁を経て、令和6年度から計画策定をスタートしてまいります。

策定基本方針（案）についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

**吉田教育長** これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

**渡辺委員** 質問なのですけれども、市民の意見を取り入れた計画とするということで、4ページですけれども、子どもへの意見聴取で市立小中学校に対してアンケート調査等を実施するとなっているのですけれども、アンケート調査の他に何かお考えがあればお聞かせください。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** アンケート調査以外に、総合振興基本計画の後期基本計画が、同時策定の期間となっております。総合振興計画の大綱6につきましては、教育分野の計画となっております。そちらでは中学生を対象としておりますが、直接意見を聞くものを予定しておりますので、教育委員会事務局も一緒に出席する形で行われるかもしれません。そのような形で実際、直接意見を聞く機会、中学生であればある程度ご自分の意見を言える年齢かと思っておりますので、機会を捉えて

直接意見を聞くというものも考えております。

**吉田教育長** よろしいですか。他にございますでしょうか。

山口委員。

**山口委員** 同じ項目についてなのですけれども、なかなか子どもって大人ほどボキャブラリーがあるわけでもなく、自分の意見というのは言うというのが少し未知数なのですけれども、何か子どもの意見をよく聞き取るための工夫みたいなのを、アンケートとする予定とかはあるのでしょうか。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**會田教育総務課長** 今年度、埼玉県教育振興基本計画の策定をしております、ウェブ、インターネット上で小学校4年生以上の県ですので高校生までを対象に、意見聴取を行ったというものが、あります。大きく分けて質問について2問でしたけれども、自由に意見を書けるようなものに質問等がなっておりますので、大体総合的に東部地区の割合が2割程度でお子さんの回答が得られたという結果があります。できればそれ以上の意見をいただけるような形で、その手法についても、基本的にコンサルタントが入る形になっていきますので、いい意見を取り入れて行う形でやっていきたい、それぞれ自分が思っていることを自由に書けるような質問というものも用意して、率直な意見をお伺いできるような形のアンケート等にしていきたいと考えております。

**吉田教育長** こどもの意見は聞いたままになりますか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 基本的にはお答えを返すということはないですけれども、要望等があれば別の機会、例えば計画的な素案ができた段階のパブリックコメントであれば、意見等に対する市教育委員会としての考え方がある程度、個々にお答えするのではなくてホームページ上で公開するという形でできます。小中学生向けのアンケートに対してお答えするという形は、現在のところ予定してはおりません。

**吉田教育長** アンケートとしてやるけれども、パブリックコメントとしては別な形を考えているということですか。

他にございますでしょうか。

東委員。

**東委員** 私も意見です。こどもにアンケートすることはとてもいいとは思っています。私もこのような調査をしたことがあるのですけれども、小学校低学年は大変難しく、低学年の保護者の意見の方が参考になるものが多かったというのがあります。学年や年齢によって、県のアンケートに合わせるのであれば小学校4年生以上ということになると思うのですが、低学年も取るのであれば少し学年別に質問項目を変えたり、あるいは保護者を対象にするという工夫ができるといいと思いました。

教師がどう考えているのかに興味があるのですけれども、教職員に対してのアンケートは取りにくいかもしれません。本当は子どもだけではなくて、子どもを取り巻く保護者、教師、それから地域までアンケートを取れば本当は総合的に見えると思うのです。ただ、予算もかかるし、作業量も増えてしまうので、そこはまずは子どもからということで私は了解なのですけれども。現場の先生方の意見も反映できるものになるといいなと思います。

**吉田教育長** パブリックコメントは、現場の先生もコメントをすることができますか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 素案に対してのパブリックコメントにつきましては、基本的には市民を対象としております。インターネット上でもご意見をいただきますので、ネット環境によって意見を言うことができる形になっております。

**吉田教育長** 対象学年を限るといことはどうなのですか。

教育総務課長。

**會田教育総務課長** 委員さんのおっしゃるとおり、県が4年生以上となっておりますので、基本的に個人的な意見として捉えるのであれば、やはり4年生以上なのかと思います。低学年に関しては、保護者とともに考えて答えてもいいようなアンケートが作れるのであれば、そのような形もあるのかなと思いますので、今後コンサルタントを決める段階においても、そういう提案ができるコンサルタントを選んでいければと考えております。

**吉田教育長** アンケートはある意味で聞かれるだけだから、市民の方にはパブリックコメントで意見を出してもらってと、両方やることを周知すれば分けて考えてもいいように思います。あまり煩雑にならないように、委員さんのご意見も踏まえて進めるようお願いいたします。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

**吉田教育長** 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

---

◎協議事項 「令和5年度越谷市教育費補正予算について」

**吉田教育長** 続きまして、「令和5年度越谷市教育費補正予算について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

**小泉教育総務部長** それでは、令和5年度越谷市教育費補正予算の要求内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊4 令和5年度越谷市教育費補正予算についてをご覧ください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。3ページの表の一番下にごございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入の要求につきましては、今回、197万5,000円を減額し、

補正後の総額は43億7,358万4,000円となります。

内容でございますが、8ページ及び9ページをご覧ください。はじめに、教育総務部の要求でございます。生涯学習課ですが、21款市債、1項市債、6目教育債につきましては、事業費の確定に伴い、日本文化伝承の館整備事業債220万円を減額いたします。

次に、スポーツ振興課です。20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入として市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金12万5,000円を追加いたします。

次に、学校教育部の要求でございます。教育センターですが、17款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金につきましては、ネットワーク環境の整備に係る指定寄附がございましたので、教育センター費寄附金10万円を追加いたします。

続いて、歳出の要求でございます。戻りまして、5ページ下段、教育費に係る歳入合計欄をご覧ください。今回、3億932万5,000円を減額し、補正後の総額は133億9,688万8,000円となります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。10ページ及び11ページをご覧ください。教育総務部の要求でございます。スポーツ振興課ですが、中段の7項保健体育費、3目体育費のその他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の12万5,000円を追加いたします。

なお、その他の要求につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)債務負担行為の変更でございますが、小中一貫校整備モニタリング業務委託料につきましては、令和5年度当初予算で計上いたしました債務負担行為額について、契約額が確定したことから限度額を変更するものでございます。

3月補正予算の要求に係る説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**吉田教育長** これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

**吉田教育長** なければ、この件については以上とします。

---

◎協議事項 「令和5年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について」

**吉田教育長** 続きまして、「令和5年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について」、学校教育部長から説明いたします。

学校教育部長。

**青木学校教育部長** それでは、令和5年度越谷市立小中学校卒業証書授与式について、ご説明させていただきます。

委員の皆様には、小学校、中学校それぞれ1校ずつにご臨席いただきまして、卒業する児童・生徒を祝福していただければと考えておりますので、本日はその対象となる学校について、事務局案としてご提示申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の39ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、小学校卒業証書授与式につきましては、令和6年3月25日月曜日に、全29校一斉開催の予定でございます。

なお、学校ごとの来賓受付時間、来賓入場時間及び開式時間等につきましては、表に記載のとおりでございます。また、表欄外の○印は令和5年度をもって校長が役職定年となる学校を、△印は令和6年度をもって校長が役職定年する学校を示したものでございます。

ご臨席いただく学校につきましては、吉田教育長には蒲生小学校、野口教育長職務代理者には越ヶ谷小学校、渡辺委員には西方小学校、山口委員には大沢北小学校、東委員には東越谷小学校、足立委員には大相模小学校ということでご提案申し上げます。

続きまして、会議要項の40ページをご覧ください。

中学校卒業証書授与式につきましては、令和6年3月15日金曜日に、全15校一斉開催の予定であり、来賓受付時間等につきましては表に記載のとおりでございます。また、小学校と同様に、表欄外の○印は令和5年度をもって校長が役職定年する学校を、△印は令和6年度をもって校長が役職定年する学校を示したものでございます。

ご臨席いただく学校につきましては、吉田教育長には東中学校、野口教育長職務代理者には北陽中学校、渡辺委員には栄進中学校、山口委員には中央中学校、足立委員には新栄中学校ということでご提案申し上げます。

続きまして、会議要項の41ページ、委員出席校一覧をご覧ください。

事務局案の作成にあたりましては、委員の皆様にご臨席を賜ることを念頭に、ここ数年の委員の出席状況、さらに校長が令和5年度をもって役職定年及び令和6年度をもって役職定年となる学校を考慮してご提案させていただいております。

なお、委員の皆様にご臨席いただく学校以外の学校につきましては、教育委員会事務局の管理職が出席をさせていただきます。

今年度は、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げられましたので、卒業証書授与式につきましては、季節性インフルエンザを含めた感染症拡大防止対策を行いながらも、コロナ禍以前の方法で実施いたします。

市長の祝辞については、動画視聴となります。市議会議長代理者の出席については、今年度は従前どおり執り行うとのことです。つまり、市からの参加は市議会議長代理者1名、教育委員会から1名のみとなります。

令和5年度越谷市立小中学校卒業証書授与式についてのご説明は、以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

**吉田教育長** これより協議に入ります。

ご質問、ご意見等はございますか。

**足立委員** 確認ですが、小中学校は、記載されている教育委員以外の学校全てにどなたかが行かれるということですか。

**吉田教育長** 学校教育部長。

**青木学校教育部長** 委員の皆様以外に、部長、課長などの管理職がまずは筆頭で、次に主幹など教育委員会事務局職員が必ず1人参加するという調整をしております。

**吉田教育長** よろしいですか。

他にございますでしょうか。

[発言する者なし]

**吉田教育長** なければ、この件については以上とします。

---

#### ◎その他 「令和5年度越谷市二十歳のつどいについて」

**吉田教育長** 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和5年度越谷市二十歳のつどいについて」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

**木村生涯学習課長** それでは、会議要項の43ページをお開きいただきたいと存じます。

令和5年度越谷市二十歳のつどいにつきましてご報告申し上げます。過日、1月7日日曜日に開催いたしました令和5年度越谷市二十歳のつどいにつきましては、委員の皆様にご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今年度につきましては、令和元年度以来4年ぶりに新型コロナウイルス感染症による制限なしの状態です式典、催し物を実施することができました。

今年度の越谷市全体の出席者数は2,434人、出席率は73.3%でございました。男女別では、男性が75%、女性が71.7%で、昨年度と比較しますと0.6ポイントの増でございます。

コロナの影響で開催方法が異なりました令和2年度を除きますと、平成16年度から令和5年度までの出席率は70%を超えております。地区別開催や成人の日の前日開催が定着している結果ではないかと考えております。

なお、44ページにつきましては、今年度の各地区の出席者の内訳が掲載されておりますので、後ほどご参照ください。

二十歳のつどい事業全体といたしましては、当事者である二十歳の青年も実行委員に加わり、企画・運営をはじめ、式典や催し物の司会進行を行い、また中には実行委員会の委員長を務める

など、二十歳の青年が積極的に関わっております。このように青年が自ら創り上げようという参画型の事業として定着し、地域社会の一員ということを感じていくきっかけづくりとして意義あるものになったと考えております。

なお、今後の予定でございますが、来月2月に地区代表者会議を開催し、今年度の反省、来年度の開催日程等を協議する予定でございます。今後につきましても、各地区の皆様のご意見を賜りながら、二十歳の青年の門出をお祝いする事業としてまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

**吉田教育長** ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

**野口教育長職務代理者** 私は桜井地区に参加させていただいたのですが、二十歳を迎えられる青年の方々の態度が非常によく、礼儀正しいなという印象を持ちました。

また、来賓紹介のときに、しっかりと来賓の方を向くということで、実行委員長さんがそれを感じていらっしゃいました。学校で培った態度が表れていると思って感心いたしました。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

**渡辺委員** 私は荻島・出羽地区に参加したのですが、人数が多くてどうかなとは思っていたのですが、実行委員長が当事者、二十歳の方で、そのせいか前回、同じ文教大学で開催したときに比べて、皆さん、参加者の方の態度もとてもよかったなという印象を受けました。

隣の席に実行委員長が座っていたので、どうでしたかと聞くと、一言「いや、大変でした。」とおっしゃったので、来月の反省会の際によく聞いてあげてください。改善できるところは改善した方がいいなと思いました。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。

足立委員。

**足立委員** 私は大相模地区に行ってまいりました。たくさんの方が参加されていると思ったのですが、見てみると対象者に対して欠席もいるのだなというのが今率直に思った感想です。

**吉田教育長** 会場の様子はどうでしたか。

**足立委員** 二十歳の方は母校に帰ってくる感じがすごく出ていて、二十歳の方同士もそうですし、先生方との対面というのがかなりうれしかった様子で、先生方の紹介で歓声が上がっていました。やはりそういうのはすごく大事だなと思いました。

**吉田教育長** 出席率が、今回は73%を若干上回っているという話が事務局からありましたけれども、全国的に見てこの出席率はどんな状況なのでしょう。

生涯学習課長。

**木村生涯学習課長** 全国並みに、おおむねどの地区、都市もこのぐらいの割合と伺っております。

**吉田教育長** 出席率100%を期待はしているのですけれども、この程度が大体全国の平均並みということだと思います。そういった報告が、二十歳のつどいの実行委員会のときに以前にもお話がありましたので。

他にございますでしょうか。

東委員。

**東委員** 私は大沢・北越谷でしたけれども、楽しかったです。地区別で中学校の校舎で恩師が来賓にいらっしゃるというのは、とてもいいなって率直に思いました。来賓に恩師がいて、その恩師の来賓紹介のときには会場が沸くのです。これはいいなと思った二十歳のつどいでした。

**吉田教育長** 足立委員さんも同じような感触を持ったということですのでよろしいでしょうか。

**足立委員** はい。

**吉田教育長** 山口委員。

**山口委員** たまたま自分の生まれ育った地区の成人式に出させてもらって、面識のある地域の自治会の方たちが多いのですけれども、若い方も実行委員に加わっている方々が非常に一生懸命やられて、あくまで印象なのですけれども、高齢な層と若年の層とが一緒に「二十歳のつどい」をつくっていくというのが特に感じられて、非常にそれはすばらしいことだなと思いました。

**吉田教育長** 教育委員さんからは大方好評のようです。

生涯学習課長。

**木村生涯学習課長** ご意見ありがとうございます。数年前のことを考えますと、会場の様子について、事務局としても厳粛に式典が行われるのかどうかと気をもんだときもございました。

委員の皆様からのご意見にもありますように、ここ数年は対象となる二十歳の青年たちの式典への参加が、その態度や姿勢を含めて、非常にすばらしいというご意見が多くなりました。また、地区の代表の方からも今年度のご意見を来月にいただく予定ですけれども、ここ数年の地区の方からの感想も、二十歳の青年の態度がとてもすばらしいというご意見が多くなってきております。

5年前に中学校を卒業した方々の中学校時代までの教育の効果、成果が、こういうところに表れているものでもある、というふうにも考えております。引き続き、すばらしい事業として目的とするところをしっかりと果たせるように続けていきたいと考えております。

**吉田教育長** 学校教育部長。

**青木学校教育部長** 学校では、日常生活の中で身につく作法等もございますし、卒業証書授与式や入学式などの儀式的行事については、特に指導を重ねながらやっているところです。そういう意味では、子どもたちが自然に身につけている、先ほど野口委員さんの話もありました来賓の挨拶のときに、向きなさいと言われなくても自然にそっちを向くのだということが誰から言われるでもなくできるというのは、本当に自然に身につけているという力で、非常にすばらしいと感じています。全てが学校教育の成果とは言えないかもしれませんが、学校でやってきたことが

そういうふうにあを結んでいるということにつきましては、委員の皆様のご意見も今後、校長会等でぜひご紹介をさせていただいて、引き続き粘り強い指導をしていただきたいと思いますと考えております。

**吉田教育長** 渡辺委員。

**渡辺委員** 荻島・出羽地区はそれぞれの中学校ではなくて、大学でやることになっているのですけれども、何か意図があるのでしょうか。もしかしたらそれぞれの母校でできたらいいのかなと、委員さんのお話を聞いていて思ったのですけれども、いかがですか。

**吉田教育長** 生涯学習課長。

**木村生涯学習課** 開催会場につきましては、各地区実行委員会でそれぞれ検討をいただいて、会場を設定していただいております。荻島地区と出羽地区には、公立の中学校でいいますと西中学校と武蔵野中学校の2校がございますけれども、例えば出羽地区の子どもでも西中学校に通う子どもがいたり、その学区が行政の地区で荻島地区と出羽地区の地域にまたがっている子どもも多くいると伺っております。そういった状況も考慮しながら、同一会場の方がよいという考えがあり、今のような形で会場設定がされています。

今後につきましては、2つの地区が一緒でなければならないということをごちからで誘導しているわけではありませんので、各地区のご意見で個別に開催するという方法も当然選択することができます。

ちなみに、昨年度は会議要項43ページの表ですと、前年出席率の数字が分かれて掲載されておりますように、別々の会場、荻島地区としての会場、出羽地区としての会場で開催したという経過もあります。今後も、地元のご意見を伺って、どのような方法がいいか、固定化しないでもできるということで、意見を尊重して進めていきたいと考えております。

**吉田教育長** 会場が変わって、また新たに文教大学に戻りました。私が聞いている範囲では、実行委員さんのやりやすいのはどうも以前のもとの会場ではお聞きしているのですけれども、必ずしもそうでなければいけないとはなっていないということの説明です。よろしいでしょうか。

**渡辺委員** はい。

**吉田教育長** 他にございますでしょうか。

[発言する者なし]

**吉田教育長** 世情を見ると、戦争が各地で起こったり、あるいは国内を見ても政治献金の話題があったり、災害が起きたりと芳しい状況ではないのですけれども、参加者については各委員さんからもご好評いただいたことは、私にとって非常にありがたいことと思っておりますので、今後、出た意見を踏まえて、さらに進めていってください。お願いいたします。

吉田教育長 続きまして、「越谷市立小中一貫校整備PFI事業の進捗状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、越谷市立小中一貫校整備PFI事業の進捗状況につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項45ページをお開きいただきたいと存じます。

(1) 説明会結果と(2) 意見募集結果につきましては、関連がございますので一括してご説明いたします。まず、(1) 設計・建設説明会でございますが、令和5年10月定例教育委員会会議におきましてご報告させていただきました(仮称)蒲生学園及び(仮称)川柳学園建設予定の地域の皆様や保護者の皆様を対象に、昨年11月に実施した説明会の結果報告でございます。

説明会は、両学園ともに平日1回、土曜日1回の計2回行い、会議要項にございますように、校舎建設概要を中心に説明を行ったところでございます。

46ページ及び47ページをご覧いただきたいと存じますが、説明会時点では基本設計及び実施設計が固まっておりましたので、建設前の概要といたしましてPFI事業者の提案時の内容、各学園の建替計画や平面図や立面図を用いながらご説明をさせていただきました。また、説明後、参加された皆様よりご質問またはご意見を賜りましたが、その質疑応答の概要を48ページから53ページに掲載いたしましたので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、45ページにお戻りいただきまして、(2) 意見募集の結果についてでございます。説明会と同じ時期に市のホームページ上で説明会と同様の資料を用いまして意見募集を行いました。募集期間につきましては、会議要項にございますように11月10日から24日までの2週間で実施いたしました。結果につきましては、54ページに記載のとおりでございます。14名の方より(仮称)蒲生学園に関する内容で11件、(仮称)川柳学園に関する内容で9件のご意見が寄せられたところでございます。お寄せいただいたご意見の回答につきましては、個別回答を行わないことを事前に周知しておりましたので、総括した回答を55ページ及び56ページに記載してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

なお、これらの資料につきましては、市ホームページにて既に公表しておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

続きまして、45ページにお戻りいただき、(3) 基本設計書の検討・作成についてでございますが、現在、校舎建設に向けて設計図書の作成を進めております。PFI事業者からの提案を基に、各学園の対象学校となっております小中学校にヒアリングを行うとともに、説明会や意見募集でのご意見を参考に当該基本設計書をまとめているところでございます。

基本設計書がまとまり次第、校舎躯体の設計、電気設備、機械設備等のより詳細な実施設計書をまとめ上げ、令和6年夏頃から校舎建設に着手する予定でございます。

今後におきましても、小中一貫校整備に係る進捗につきまして、継続してご報告させていただきたいと存じます。

雑駁な説明で大変恐縮ではございますが、説明は以上でございます。

**吉田教育長** ただいまの説明に対してご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

**渡辺委員** まず、対面での説明会に関しては率直に参加人数が少ないなど感じた次第です。

そして、52ページ、PFI事業のための維持管理のところ、(仮称)川柳中学校についてはPFI事業外なので維持管理業務は市教委で、(仮称)蒲生学園についてはPFI事業者が実施していくことになる、このところをもう少し具体的に分かりやすく教えていただきたいのですけれども。

**吉田教育長** 学務課長。

**磯山学務課長** (仮称)蒲生学園につきましては、校舎を新しく新設する関係で、令和23年度まで維持管理もPFIの中で行っていくこととなりますが、(仮称)川柳学園につきましては、現在南中学校との接続の部分がございまして、維持管理が旧校舎と接続をした場合に、南中学校は当然市教育委員会が管理をしているわけなのですけれども、ではどこまでがPFI事業者の管理でという難しさが出てくるところから、維持管理については(仮称)川柳学園、いわゆる川柳小学校高学年校舎に関しては市教育委員会が行うということになります。建てるのはPFI事業ですが、維持管理については南中学校と一体化する関係で市教育委員会という形になってございます。

**吉田教育長** PFIというのは、一概に同じ形態でやっているわけではなくて、様々な形態があるというところでご理解いただけるとありがたいと思います。よろしいでしょうか。

**渡辺委員** はい。

**吉田教育長** これは、PPPというくくりの中に、PFIも一つあるという認識をすればいいでしょうか。

PPPには方式が様々あるということの認識です。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

**吉田教育長** なければ、この件については以上とします。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、2月15日木曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

では、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

**吉田教育長** それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後12時05分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

志 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 宏 行

委 員

足 立 夢 奥

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香